

## 家事事件の申立ての取下げについて

### 審判事件

【原則】 特別の定めがある場合を除き、審判があるまで、その全部又は一部を取り下げることができる（家事法82条1項）。

### 【例外】

別表第二に掲げる事項についての家事審判の申立ては、審判が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、申立ての取下げは、審判がされた後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない（家事法82条2項）。

### 【取下擬制】

申立人（別表第二審判事件のうち、申立ての取り下げについて相手方の同意を要する場合にあっては、当事者双方）が連続して2回、呼出しを受けた家事審判の手続の期日に出席せず、又は呼出をしを受けた家事審判の手続の期日において陳述をしないで退席をしたときは、取下げがあったものとみなすことができる（家事法83条）。

### 別表第一審判事件のうち特別の定めのある事件

審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ取下げをすることができない事件

- 1 成年後見に関する審判事件（家事法121条）
  - ・ 成年後見開始
  - ・ 民法843条2項及び3項による成年後見人の選任
- 2 保佐に関する審判事件（家事法133条、121条）
  - ・ 保佐開始
  - ・ 保佐人の選任
- 3 補助に関する審判事件（家事法142条、121条）
  - ・ 補助開始
  - ・ 補助人の選任
- 4 未成年後見に関する審判事件（家事法180条、121条）
  - ・ 未成年後見人の選任
- 5 遺言の確認又は遺言書の検認（家事法212条）
- 6 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任（法221条）

### 別表第二審判事件のうち特別の定めのある事件

相手方が本案について書面を提出し、又は家事審判事件の手続の期日にお

いて陳述をした後にあっては、相手方の同意を得なければ取下げの効力が生じない事件

- 1 財産の分与に関する処分の審判（家事法153条）
- 2 遺産の分割の審判（家事法199条、153条）

#### 審判前の保全処分

審判前の保全処分の審判がされた後であっても、その全部又は一部を取り下げることができる（家事法106条4項）。

#### 調停事件

【原則】 家事調停事件が終了するまで、その全部又は一部を取り下げることができる（家事法273条）。

【例外】

- 1 合意に相当する審判がされた後は、相手方の同意を得なければ、取下げはその効力を生じない（家事法278条）。
- 2 調停に代わる審判がされた後は取下げをすることができない（家事法285条1項）。

(別紙)

家事審判事件						
手続の流れ	原則	別表第一		別表第二		審判前の保全処分
		原則	例外 後見開始等に関する事 件(※2)	原則	例外 財産分与に関する処分の 審判 遺産の分割の審判	
申立て		○	○	△ 家庭裁判所の許可が必 要	○	○ 相手方が本案について書 面を提出又は家事審判の 手続の期日で陳述  △ 相手方の同意が必要
審 判		×	×	×	△ 相手方の同意が必要	△ 相手方の同意が必要
審判確定		×	×	×	×	×

  

家事調停事件				
手續の流れ	原則	例外		例外 調停に代わる審判を行 った場合
		合意に相当する審判を行 った場合	調停に代わる審判を行 った場合	
申立て		○	○	○
調停事件の終了	調停成立 調停不成 立 調停をしな い指図	△ 相手方の同意が必要	△ 相手方の同意が必要	○ 合意に相当する審判の確 定、失効  × 調停に代わる審判の確 定、失効

※1 ○取下げ可、×取下げ不可、△取下げに条件あり

※2 後見開始等に関する事件

後見開始、民法843条2項及び3項の規定による成年後見人の選任、保佐開始、保佐人の選任、

補助開始、補助人の選任、未成年後見人の選任、遺言の確認又は遺言書の検認、

任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任